第六号様式(その3)(用紙日本産業規格A4・セピア色)(第三条・第五条・第十条の二関係)

※処理事項	発信年月日 / 通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

受付印

令和　年　月　日　殿

法人番号

この申告の基礎　法人税の令和　年　月　日の修正申告・更正・決定・再更正による。

申告年月日　年　月　日

所在地(本県が支店等の場合は本店所在地と併記)　(電話　)

事業種目

期末現在の資本金の額又は出資金の額(解散日現在の資本金の額又は出資金の額)　兆　十億　百万　千　円　(　)

(ふりがな)
法人名

同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの　非中小法人等

期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額　兆　十億　百万　千　円

(ふりがな)
代表者氏名

(ふりがな)
経理責任者氏名

期末現在の資本金等の額

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税事業税の特別法人事業税　※申告書

(事業税)

摘要		課税標準	税率(100)	税額
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業				
所得	所得金額総額 別表5㉘ ㉘	兆 十億 百万 千 円		
	年400万円以下の金額 ㉙	000		兆 十億 百万 千 円 00
	年400万円を超え年800万円以下の金額 ㉚	000		00
	年800万円を超える金額 ㉛	000		00
	計 ㉙+㉚+㉛ ㉜	000		00
	軽減税率不適用法人の金額 ㉝	000		00
付加価値割	付加価値額総額 ㉞			
	付加価値額 ㉟	000		兆 十億 百万 千 円 00
資本割	資本金等の額総額 ㊱			
	資本金等の額 ㊲	000		兆 十億 百万 千 円 00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				
収入割	収入金額総額 ㊳	兆 十億 百万 千 円		
	収入金額 ㊴	000		兆 十億 百万 千 円 00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				
所得割	所得金額総額 別表5㊻ ㊵	兆 十億 百万 千 円		
	所得金額 ㊶	000		兆 十億 百万 千 円 00
付加価値割	付加価値額総額 ㊷			
	付加価値額 ㊸	000		兆 十億 百万 千 円 00
資本割	資本金等の額総額 ㊹			
	資本金等の額 ㊺	000		兆 十億 百万 千 円 00
収入割	収入金額総額 ㊻			
	収入金額 ㊼	000		兆 十億 百万 千 円 00
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業				
付加価値割	付加価値額総額 ㊽	兆 十億 百万 千 円		
	付加価値額 ㊾	000		兆 十億 百万 千 円 00
資本割	資本金等の額総額 ㊿			
	資本金等の額 (51)	000		兆 十億 百万 千 円 00
収入割	収入金額総額 (52)			
	収入金額 (53)	000		兆 十億 百万 千 円 00
合計事業税額(㉜又は㉝)+㉟+㊲+㊳+㊶+㊸+㊺+㊼+㊾+(51)+(53)			(54)	00
事業税の特定寄附金税額控除額	(55)		仮装経理に基づく事業税額の控除額 (56)	
差引事業税額 (54)−(55)−(56)	(57)	00	既に納付の確定した当期分の事業税額 (58)	00
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	(59)		この申告により納付すべき事業税額(57)−(58)−(59) (60)	00
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(55))			(61)	
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額			(62)	
還付請求	中間納付額		(63)	

(道府県民税)

(使途秘匿金税額等)法人税法の規定によって計算した法人税額	①	兆 十億 百万 千 円 (　)	
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②		
還付法人税額等の控除額	③		
退職年金等積立金に係る法人税額	④		
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①+②−③+④	⑤		000
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	⑥		000
法人税割額 (⑤又は⑥×100)	⑦		
道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑧		
税額控除超過額相当額の加算額	⑨		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑩		
外国の法人税等の額の控除額	⑪		
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑫		
差引法人税割額 ⑦−⑧+⑨−⑩−⑪−⑫	⑬		00
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑭		00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮		
この申告により納付すべき法人税割額 ⑬−⑭−⑮	⑯		00
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑰		月
均等割額 円×⑰/12	⑱	兆 十億 百万 千 円	00
均等割額 既に納付の確定した当期分の均等割額	⑲		00
均等割額 この申告により納付すべき均等割額 ⑱−⑲	⑳		00
この申告により納付すべき道府県民税額 ⑯+⑳	(21)		00
(21)のうち見込納付額	(22)		
差引 (21)−(22)	(23)		
東京都に申告する場合の⑦の計算 特別区分の課税標準額	(24)		000
同上に対する税額 (24)×100	(25)		
市町村分の課税標準額	(26)		000
同上に対する税額 (26)×100	(27)		
法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額		兆 十億 百万 千 円	
法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額			
決算確定の日		・ ・	
解散の日		・ ・	
残余財産の最後の分配又は引渡しの日		・ ・	
申告期限の延長の処分(承認)の有無		事業税 有・無 法人税 有・無	
法人税の申告書の種類		青色・その他	
この申告が中間申告の場合の計算期間		・ ・ ・ ・	
翌期の中間申告の要否	要・否	国外関連者の有無	有・無
還付を受けようとする金融機関及び支払方法		銀行　支店 口座番号(普通・当座)	

署名 関与税理士 (電話　)

第六号様式(その3)次葉(用紙日本産業規格A4・セピア色)(第三条・第五条・第十条の二関係)

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

（事業税）

法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業																	
㊿の内訳	所得割	㊽	兆 十億 百万 千 円 00					付加価値割	㊾	兆 十億 百万 千 円 00							
	資本割	㊾					00	収入割	㊿					00			
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業																	
	所得割	㊿	兆 十億 百万 千 円 00					付加価値割	㊿	兆 十億 百万 千 円 00							
	資本割	㊿					00	収入割	㊿					00			
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業																	
								付加価値割	㊿	兆 十億 百万 千 円 00							
	資本割	㊿	兆 十億 百万 千 円 00					収入割	㊿					00			
㊿のうち見込納付額		㊿						差引 ㊿−㊿	㊿								

（特別法人事業税）

法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額	㊿	兆 十億 百万 千 円 00					
同上に対する特別法人事業税額 (㊿× ／100)	㊿					00	
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額	㊿					00	
同上に対する特別法人事業税額 (㊿× ／100)	㊿					00	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額	㊿					00	
同上に対する特別法人事業税額 (㊿× ／100)	㊿					00	
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額	㊿					00	
同上に対する特別法人事業税額 (㊿× ／100)	㊿					00	
合計特別法人事業税額 (㊿+㊿+㊿+㊿)	㊿					00	
仮装経理に基づく特別法人事業税の控除額	㊿						
差引特別法人事業税額 ㊿−㊿	㊿					00	
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	㊿					00	
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	㊿						
この申告により納付すべき特別法人事業税額 ㊿−㊿−㊿	㊿					00	
㊿のうち見込納付額	㊿						
差引 ㊿−㊿	㊿						

第6号様式(その3)記載要領

1　この申告書は、法第72条の2第1項第4号に掲げる事業を行う法人(同項第1号、第2号又は第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業のうち2以上の事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人を含む。)が仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。

2　この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所(外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の道府県知事に対しては、写し(提出用の写し)1通を添付すること。

3　※印の欄は記載しないこと。

4　「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

5　金額の単位区分(けた)のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付すること。

6　法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

7　「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の2イ若しくはハ(政令第6条の24第1号に定める金額に限る。)又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。)第23条第1項第4号の5イ、ニ若しくはホ(地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。)第6条の25第1号に定める金額に限る。)に定める額を記載すること。

8　通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び通算法人であった法人(法第53条第3項(令和2年改正法附則第5条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)、第8項、第13項、第19項又は第26項(令和2年改正法附則第5条第6項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。)にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる法人税額⑭」の欄の金額を記載すること。

9　連結法人(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。)第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び連結法人であった法人(令和2年改正法附則第5条第4項若しくは第5項において準用する法第53条第3項若しくは令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項又は令和2年旧法第53条第5項、第9項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。)にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の3の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

10　道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑫」までの各欄は記載しないこととし、「差引法人税割額⑬」の欄に第6号様式別表1の2の「計⑩」の欄の金額を記載すること。

11　道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申

告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、法人税の申告書(別表1)の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)及び使途秘匿金の支出に対する法人税額(使途秘匿金の支出の額の40%相当額)の合計額を記載すること。

12　道府県民税の「㉑のうち見込納付額㉒」の欄は、法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人(同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。)が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は令和2年旧法人税法第75条の2第1項(法人税法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額若しくは令和2年旧法人税法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書(令和2年旧法人税法第2条第32号に規定する連結確定申告書をいう。)の提出期限が延長されている法人(当該法人との間に連結完全支配関係(令和2年旧法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。)がある連結子法人(令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。)(令和2年旧法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。)を含む。)が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

13　事業税の「所得金額総額㉘」の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業を行う法人が第6号様式別表5の「合計㊱」の欄の金額を記載し、「所得金額総額㊵」の欄は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人が第6号様式別表5の「合計㊱」の欄の金額を記載すること。

14　事業税の「付加価値額総額㊳」又は「資本金等の額総額㊴」の各欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額⑪」又は「課税標準となる資本金等の額㉕」の各欄の金額をそれぞれ記載し、「付加価値額総額㊷」又は「資本金等の額総額㊹」の各欄は、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額⑪」又は「課税標準となる資本金等の額㉕」の各欄の金額をそれぞれ記載し、「付加価値額総額㊽」又は「資本金等の額総額㊿」の各欄は、法第72条の2第1項第4号に掲げる事業に係る第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額⑪」又は「課税標準となる資本金等の額㉕」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

15　「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額(52)」の欄は、法第15条の4第1項又は令和2年旧法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

16　還付請求の「中間納付額(53)」の欄は、法第53条第32項若しくは第72条の28第4項又は令和2年旧法第53条第20項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2若しくは第25条又は令和2年旧政令第9条の2の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

17　事業税の「(60)のうち見込納付額(75)」の欄は、法第72条の25第3項(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)若しくは第5項(法第72条の28第2項並びに第72条の29第2項及び第6項において準用する場合を含む。)又は令和2年旧法第72条の25第5項(令和2年旧法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

18　特別法人事業税の「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額(77)」の欄は、標準税率が適用される法人については「計(32)」又は「軽減税率不適用法人の金額(33)」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

19　特別法人事業税の「法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額㊶」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㊴」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

20　特別法人事業税の「法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額㊸」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㊷」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額⑩」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

21　特別法人事業税の「法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額㊺」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㊹」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額⑫」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

22　特別法人事業税の「㊻のうち見込納付額㊼」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

23　法第23条第1項第4号の2イ(1)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

24　法第23条第1項第4号の2イ(2)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

25　法第23条第1項第4号の2イ(3)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。